

建築基準法第51条ただし書の規定に基づくその他の処理施設
(一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設) について (案)

(1) 制度概要

卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。

(2) 許可対象となる処理施設

【建築基準法施行令】(要約)
(位置の制限を受ける処理施設)
第130条の2の2
法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項のごみ処理施設(一般廃棄物処理施設)
- 二次に掲げる処理施設
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物処理施設

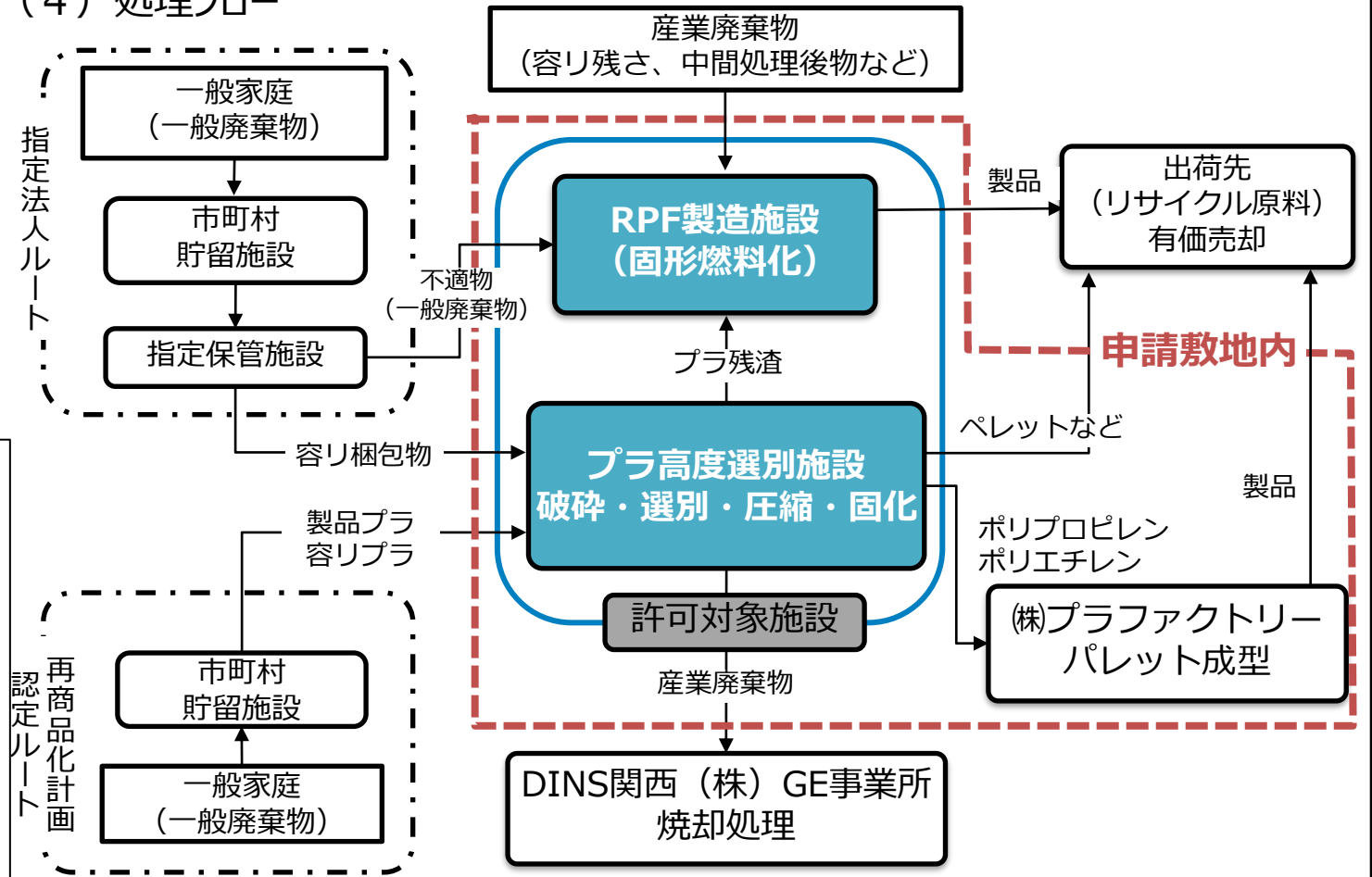
(3) 許可申請の理由

近年、カーボンニュートラルに対する機運の高まりやプラスチック資源循環法の施行等、プラスチックに対する社会経済情勢や環境関連産業を取り巻く状況が大きく変化している。

このような背景の中、DINS関西株式会社から、容器包装プラスチックや製品プラスチックを高度選別し、プラスチック廃棄物の材料リサイクルを行うことでプラスチックの資源循環及び脱炭素社会の構築をより一層推進していくことを目的として、以下の処理を行うため、許可申請があった。

市町村より回収した容器包装プラスチックや製品プラスチックを今回新たに設ける本計画施設で受入れ、PP、PE及びその他プラスチック(PET、PS、ABS)に高度選別し、ペレット、リサイクルパレット原料に再資源化を行う。また、選別工程で弾かれたプラスチック残渣はRPF原料として回収し今回新たに設けるRPF施設で固形燃料化する。本計画施設(プラスチック高度選別施設・RPF施設)及びパレット工場は同一敷地内に立地することからプラスチック製廃棄物の効率的な処理が可能となるとともにそのほぼ全量がリサイクルされ、再生利用品として供される計画である。

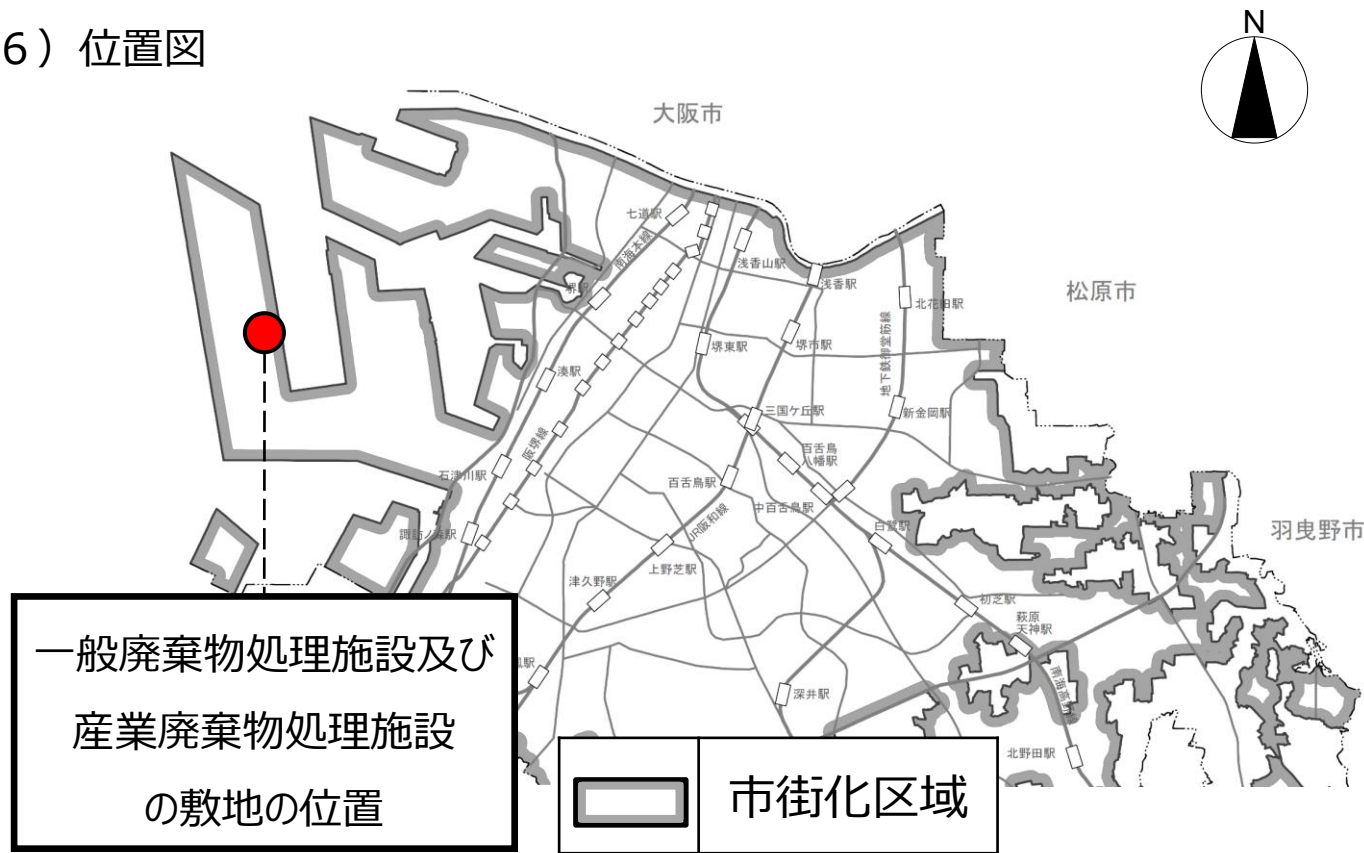
(4) 処理フロー



(5) 許可対象処理能力

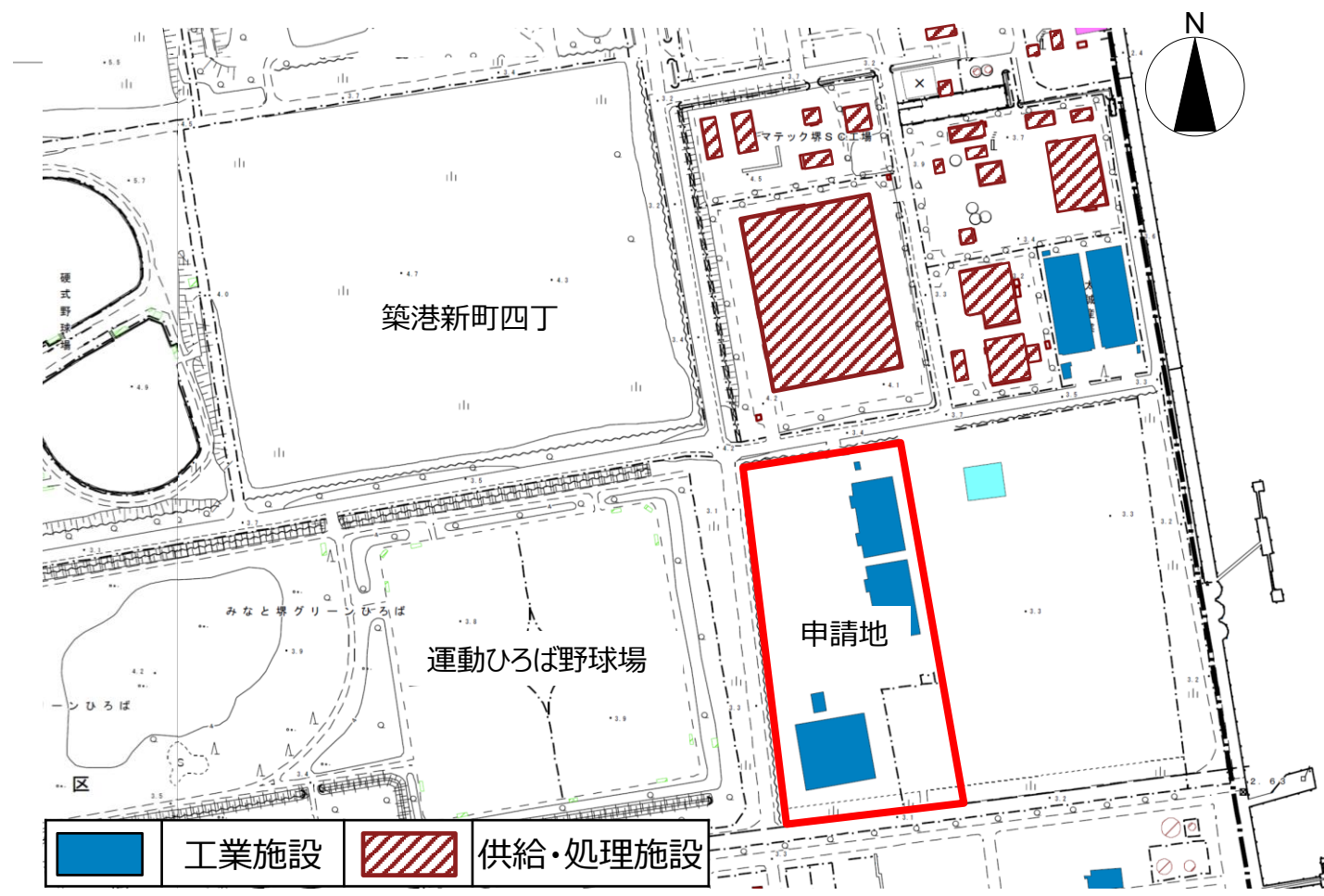
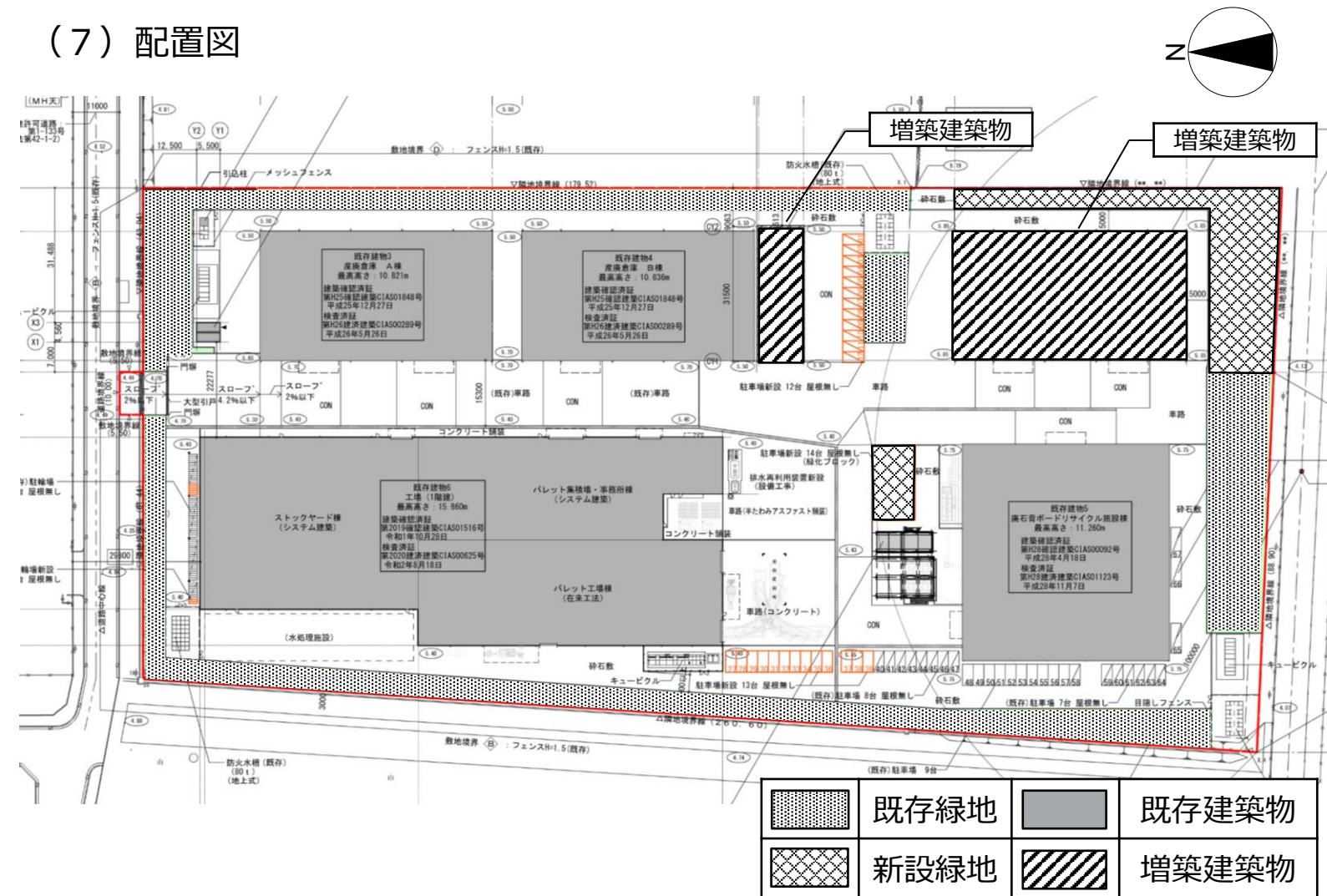
許可対象処理能力				
施設名	処理能力		備考	
一般廃棄物処理施設 及び 産業廃棄物処理施設	破碎施設 (1基)	192.48t/日(24h)	廃プラ	RPF施設
		231.60t/日(24h)	木くず	
	破碎施設 (1基)	203.76t/日(24h)	廃プラ	
		320.16t/日(24h)	木くず	
一般廃棄物処理施設	圧縮固化施設 (2基)	197.76 t/日(24h)	破碎機の 処理後物	
	破碎・選別・圧縮・固化施設 (1式)	72.0t/日(24h)	廃プラ	プラスチック 高度選別施設

(6) 位置図



位置	敷地面積	地域地区
西区築港新町 3丁54番1の一部	32,555.68㎡	工業専用地域 (200/60)

(7) 配置図



(8) これまでの手続き及び今後の流れ

